

横浜タバコ病訴訟第1審判決についての総括

横浜タバコ病訴訟原告弁護団 弁護士
片山 律

1. はじめに

私は、2003年夏、ヘルシンキで開催された「タバコか健康か世界会議」に参加した。同会議において、当時原告弁護団として活動していた、いわゆる「東京たばこ病訴訟」について説明したところ、各国の参加者から、「あなたはタバコ会社の味方なのか、それとも政府の味方なのか」という質問を数え切れないほど受けた。「私たちは日本政府も訴えている。」と説明すると、ほぼ決まって「お前達はタバコ会社のスパイか?」と非難された。つまり、参加各国においては、政府が国民の健康の観点からタバコ規制を行い、それに対してタバコ会社が訴訟で争うという、「政府対タバコ産業」という構図が当たり前の構図であり、「政府＝タバコ産業」というわが国の歪んだ構図が理解しがたいものであったのである。参加している法律家のほとんどが政府側の代理人を務めた人達であり、彼らは国を訴えている法律家＝タバコ産業の代理人という理解であって、私の立場はとて珍しいものとして理解された。

いまだに我が国においては、タバコ産業の健全な発展及び税収の安定的確保を目的とした「たばこ事業法」によりタバコの製造販売が行われており、また、民営化されたはずの日本たばこ産業(株)の株式の過半数は財務大臣が保有し、かつ、その監督官庁は国民の健康を司る厚生労働省ではなく、国の財務を司る財務省にあるという極めて異常な状態にある。本件判決でも、我が国では、国は、国民の健康を守るという観点からタバコの製造販売を規制する権限を持たないとされている。つまり、我が国は、タバコを売るための法律はあっても、タバコの健康被害を防止する法律を持たない国ということになる。この歪んだ構造的問題は、本件横浜訴訟第1審判決にも強く影響を及ぼしていると言わざるを得ない。

2. 本件訴訟の概要

本件訴訟は、2005年1月、喫煙により各タバコ関連病(以下、「タバコ病」という。内訳は、肺がん1名、肺気腫2名)に罹患した3名の原告が、タバコの製造販売業者である日本たばこ産業(株)(以下、「JT」と略称する)、その当時の代表者2名及び監督権者であった国を被告として提起したもので、

- ① 各タバコ病に罹患させられたことを損害とした各1億円の損害の内金1,000万円の損害賠償請求、
- ② 自動販売機での販売を行っている小売業者に対する卸売販売差止請求、
- ③ いわゆる「タバコ規制枠組条約」の要請に沿った形でのタバコ外箱への警告表示の義務付け請求、

の3つの請求を内容としている。

同種訴訟としては、1998年に原告7名が東京地裁で提起したいわゆる東京たばこ病訴訟がある。その概要等については、日本禁煙学会雑誌 vol.1 No.1(2006年11月1日)をご参照されたい(<http://www.nosmoke55.jp/gakkaisi/200611/index.html#isayama>)。

なお、本件訴訟では、2008年4月に裁判官の交代があった。交代された新裁判長は、東京訴訟第1審判決の際の右陪席裁判官であり、新右陪席裁判官は、東京訴訟上告審の際の最高裁調査官であった。東京訴訟を棄却した裁判官らが2名も横浜に送られてくるという事態に対し、弁護団も裁判官の忌避という手続きをとるかどうか悩んだが、弁護士任官であり、かつては医療過誤弁護団のメンバーであった水野邦夫裁判長への期待を込めて判決に臨んだ。しかし、本件判決内容をみると、やはり結論ありきの判決であったのではないかと考えざるを得ない。

3. 本件訴訟の意義

本件訴訟は、タバコの有害性及び依存性を知っていた(少なくとも知っているべきであった)製造販売業者であるJT(前身である日本専売公社を含む)及び監督権者である国が、そのまま製造販売を継続すれば、将来、相当の蓋然性をもって顧客である喫煙者の相当部分にタバコ関連病への罹患という結果が発生することを予見できたにも関わらず、漫然と製造販売を継続したことで、本件各原告に具体的な肺がん、肺気腫への罹患という結果を生じさせたことに対する損害賠償請求という、既に発生した過去の損害に対する賠償請求と、現在も行われている自動販売機での販売の事実上の差止、警告表示の強化という将来に対する請求の2つの側面がある。

そもそも製造販売業者であるかぎり、その製造販売する製品に健康上のリスクがあることが判明した場合、その安全性について調査するのは当然の義務であるし、もしその潜在リスクが顕在化した場合には、発生した結果について責任を負うのも当然である。大企業であるJTをはじめとして、大規模な製造販売会社は、あらかじめその製品価格にリスクを分散させておくことも可能である(わが国の場合、タバコ価格を自由に決定できないのであるが、それは国の責任を義務付けることはあってもJTの免責の理由にはならない)。ところが、タバコの場合、ろくなりリスク開示もしないまま、売っただけ売って莫大な利益をあげておいて、あるいはその売り上げから莫大な税収を確保するだけしておいて、実際に、タバコという商品が元々持っているリスクが顕在化、つまり、その顧客である喫煙者がタバコ関連病へ罹患した場合、タバコは「嗜好品」であるというフレーズを用い、喫煙者の自己責任であるとして、JTも国も一切の責任を免れてきた。これは、タバコの依存性へ不理解といった医学的な原因だけでなく、そもそもわが国にはたばこ事業法という「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする」ための法律はあっても、国民の健康の観点からタバコを規制するための法律が全くないばかりか、その監督官庁が、タバコによる税収という利益を得る大蔵省(財務省)にしかないという、いわば「お手盛り」というべき歪んだ不健全

な体制がいまだにあるという社会構造に大きな原因があると思われる。

また、嗜好品であるという主張自体、原告としては受け入れることはできないが、仮に嗜好品であることからその使用によって発生した結果については使用者が引き受けるべきという理論が成り立つとするならば、それには事前の詳細なリスク情報の開示が不可欠であるが、そのためには、少なくとも外箱への十分な警告表示が不可欠であるし、その表示が十分見えないままの自動販売機での販売は禁止されるべきである。厳然たる事実として、喫煙者のうちの少なくない相当数の人が、大人の嗜好判断ができない未成年者のうちに喫煙を開始していることも見逃されてはならない。

本訴訟は、各原告の個別の損害賠償等請求であると同時に、上記のようなわが国の歪んだ構造的根本的問題及びリスクを負担しないままでニコチンの依存性を利用して莫大な利益を上げ続けるという不公平で不公正な産業構造を正すとともに、タバコの製造販売が合法化されとしても最低限度必要とされる警告表示を確保するという意義を有している。

4. 判決内容

(1) 結論

本件判決要旨及び判決全文は以下で確認できる。
<http://www13.plala.or.jp/tabakobyounin/100120yokohamatisaihanketubun.pdf>

本判決は、原告らの請求をすべて棄却した。

結論は全部棄却であるが、その理由中の判断は、上記東京たばこ病訴訟判決理由に比べると、格段に前進してはいる。しかも、本判決は、原告3名のうち少なくとも1人が喫煙していた期間(原告森下の喫煙開始時である昭和22年10月頃～原告水野が禁煙した平成5年9月22日まで)を「本件判断対象期間」とし、何度も、「本件判断対象期間」当時の判断であることを断りながらの判断であり、後述する「付言」も併せ読めば、あたかも、現時点における判断をするのであれば、タバコの製造販売は違法であると判断しているかのようにも読める。もっとも、既に「タバコ規制枠組条約」の批准・発効がされ、警告表示の強化もされている現在、あまりにも世界の常識とかけ離れていた東京訴訟判決を維持することは、もはや裁判

所にもできなかつたということかもしれない。

(2) 有害及び依存性

本判決は、タバコの有害性について、JTの「肺がんの原因と発生機序のすべてが解明されない限り因果関係を肯定することができない」という主張を明確に排斥した上で、「喫煙が肺がんの極めて有力な原因となっているという定性的意味での因果関係を肯定するには十分」であり、「肺気腫についても、たばこが肺気腫のリスクを著しく高めるという限度では、上記認定から優に認めることができる。」と判断した。

また、依存性については、東京訴訟判決を引用してのJTの主張を一部取り入れながらも、「たばこの依存性の程度は、個人差が顕著に大きいものと推認される」という限度で認定し、「いずれにせよ、禁煙を試みながらこれに成功しない者が少なからず存在するという点で、たばこの依存性は決して軽視することができない程度のものである。」と判断した。

(3) 有害性及び依存性に関するJTの認識

その上で、上記有害性及び依存性に関するJTの認識につき、本件判断対象期間当時における認識であることを何度も断りながら、また、JTの認識を「現時点での知見の水準から回顧的に判断することはできない。」と断りながら、上記のような有害性及び依存性の認識を有していたとしても、我が国における定量的な意味での危険性の認識までを有していたとは言えないので、「従前どおりの方法でたばこ製造販売を続ければ、不特定多数の者がたばこ関連病に相当の蓋然性をもって罹患し、いずれは死亡することを認識していた」とはいえないと判示した。

(4) タバコの製造販売に関するその余の考慮事情について

上記のとおり、本判決は、JTの予見可能性を否定しながらも、わざわざその判断に続いて、「以上の認定によれば、被告日本たばこにおいて、たばこが、肺がんの極めて有力な原因の一つであり、肺気腫のリスクを著しく高めるものであること、また、禁煙を試みながらこれに成功しない者が少なからず存在するなど、たばこの依存性は決して

軽視することができない程度のものであることを認識しながら、その製造販売を継続していたというべきであり、このことが、たばこの製造販売行為の違法性を基礎づける方向に考慮せざるを得ない極めて重要な事実であることは、否定しえないというべきである。」として上記程度の認識であっても違法性を基礎づけることは認めている。

しかしながら、「たばこは、一般に十分な判断能力があると考えられる成人にのみ消費が許される嗜好品だということである」としてJTの「大人の嗜好品論」を採用し、また、その前提として必要とされる有害性及び依存性に関する情報開示もタバコ包装への注意表示という形でされてきていること、たばこ事業法等に基づき「国の財政への貢献等の観点から、たばこの製造販売を行うべき法人としての位置づけを法律によって付与され、そのような任務の遂行を国家から求められていたのであり」、これはタバコの製造販売の適法性を前提としていること、喫煙が古くから社会に受容されてきていることなどを認定して、総合的には、タバコの製造販売行為を不法行為法上違法と評価することはできないと判断した。

(5) その余の違法性判断

その他、本件では、憲法違反や説明義務違反等も争点とされていたが、上記の違法性がないという判断を前提としてこれらをすべて排斥している。

(6) 差止請求

また、差止請求等については、その根拠となる人格権の内容及び実体法上の根拠が不明確であるとして排斥している。

(7) 国の責任

原告らは、国の責任につき、厚生大臣は、厚生省設置法、食品衛生法、家庭用品規制法に基づき、大蔵大臣は日本専売公社に基づき、タバコ製品を回収したり、販売を禁止するなどの規制権限を行使すべきであるところ、これを怠ったとして、更には、もし具体的な規制権限がないのであれば、新たな立法を行うなどして同様の規制を行うべきであったのに立法を怠ったとして国の違法を主張した。

しかし、本判決は、国の責任についても全て否定した。

理由として、まず、規制権限不行使については、「厚生省設置法は、いわゆる行政組織法であって、厚生大臣に具体的な規制権限を行使することを義務付ける根拠となるものとはいえないし、たばこは食品衛生法上の「食品」、家庭用品規制法上の「家庭用品」に当たるとはいえない」、「大蔵大臣は、日本専売公社法44条等に基づく監督権限を有していたといえるが、日本専売公社法は、日本専売公社にたばこの製造販売を担わせることを目的とする法律であり、このような法律の目的と矛盾するたばこの製造販売の禁止措置を行うべき義務が、同法から導かれるとは考えられない」から、規制権限不行使に違法はないというものであった。

また、立法不作為については、「立法の不作為が国家賠償法上違法となるのは、憲法上一義的に要求される立法を国会があえて怠ったなどの例外的な場合に限るといふべきところ、本件がこのような場合に当たらないことは明らかである」というお決まりの文言で違法はないとしている。

(8) 付言

上記のとおり、本判決は、結論としては請求を全部棄却したが、最後に「まとめ」として、「なお、本判決は、本件判断対象期間における被告日本たばこによる製造、販売の違法性を中心として判断したものであるが、その後、現在に至るまでのたばこについての知見の深化、公衆衛生的観点からの施策の進展など、たばこの製造、販売を巡る環境には一定の変化が認められる。今後のたばこの製造、販売の在り方については、これらも踏まえつつ国民的な議論を待つべきであり、最終的には国会における様々な観点からの審議を経て決定されるべきことであることを付言する。」と判示されている。

5. 評価(やはり結論ありきの判決なのか)

上記のとおり、同種判決である東京訴訟判決に比べて、本判決の理由中の判断が格段に前進したことは明らかである。JTの因果関係におけるメカニズム論を明確に否定し、本件判断対象期間における判断に限ってと言いながらも、あたかも違法

性を認めるかのような判示部分すらみられる。しかし、全体的に踏み込んだ判断を避け、特に依存性の判断については、1985年からJTと業務委託契約を結んでいた柳田知司が行った2000年の動物実験報告と同年の英国王立内科医師会の報告を同列に論じるなど、事実を即していない極めて消極的な認定にとどまっており、そのことが違法性の認識におけるJTに対する甘い認定につながっていると考えられる。その他、そもそも違法性の判断枠組み自体が、他の公害や薬害等の不法行為訴訟における枠組み(企業に高度な注意義務を課している)とは異なっているし、因果関係について定性的意味に限っているもののこれを認めていることは評価できるが、定量的意味ではこれを否定するなど疫学についての無理解を露呈している。また、タバコの製造販売が国法上求められていたことを違法性を否定する事情として考慮しているが、このことこそが国の責任を基礎づけるものであり、各喫煙者の禁煙への動機づけを阻害したという面を評価できていない。

国の責任についても、タバコ規制枠組条約に触れることを避け、深く踏み込むことなく、淡々と規制権限があったかどうかを形式的に判断するだけで結論を出してしまっている。判決の立場であれば、結局、国民の健康を守るという観点からのタバコの製造販売を規制する権限は国にはなかったという結論にならざるを得ないが、そのような状態こそが違憲状態であることについての評価が欠落している。

総じて見ると、現在の知見からJTの認識を回顧的に判断はできないと断った上で、平成5年までの本件判断対象期間に限っての判断であることを何度も強調し、最後には、わざわざ付言までしていることから分かるように、本判決は、現在の知見からすれば、タバコの製造販売が違法であるとの判断をせざるを得ないところを、棄却の判断を導くために相当無理をしているという印象を抱かざるを得ない。上記の裁判官の交代とも併せ考えると、やはり、東京訴訟に引き続いての「結論ありきの判決」と考えざるを得ない。

しかし、既に「タバコ規制枠組条約」の批准・発効がされている状況において、現在の知見を無視することはできないのであって、本判決が、平成5年までを射程範囲としていることを何度も断

わり、それ以降はタバコの製造販売が違法となる可能性を暗に示しながら、敢えて司法判断をすることを避け、その判断を国民の議論に投げた弱腰の判決となっているのは、いかに「結論ありきの判決」といえども、その限界が迫っていることも示唆しているといえるのではなかろうか。

私企業でありながら、法律によってその株式の過半数を財務大臣が保有するという異常な状態を速やかに是正し、私企業によるタバコの製造販売を、政府が、国民の健康という観点から規制するという本来あるべき姿に戻せないのであれば、国際社会における我が国の異常性がますます際立って行くことになる。

また、このままでは、タバコが嗜好品であるという一言で、私企業でありながら、その製品リスクを負うことなく収益だけをあげていくことをタバコ産業にのみ許していくという不公平で異常な状態を続けていくことになってしまう。

本判決の理由中の判断には評価できる部分もあるが、結論としては棄却判決であるし、上記の異常な状態に対しての評価も正しくできていない。そのため、平成22年2月1日、原告3名全員で東京高等裁判所に控訴した。

控訴審が適正な司法の役割を果たすことを期待したい。

以上